

平成28年5月18日

平成27年度国有財産監査の結果及び平成23～26年度
指摘事案のフォローアップ結果について

1. 平成27年度国有財産監査の結果

国有財産の適正な管理及び有効活用の促進を図るため、平成27年度に四国財務局が実施した国有財産の実地監査について、結果を取りまとめましたので公表します。

以下のとおり、合計39件の監査を実施し、そのうち10件(25.6%)について問題点を指摘しました。

なお、指摘事案の概要については別紙1のとおりであり、指摘を行った事案のうち主な事例は別紙2のとおりです。

(単位：件)

区 分	実施件数	指摘件数	指摘区分
市街地に所在する公共用財産に対する監査	0	0	
特別会計所属の普通財産に対する監査	0	0	
庁舎等の公用財産に対する監査	39	10	是正3、検討7

指摘区分

是正：その使用状況について、効率性・経済性・社会ニーズ等の観点から、他の用途への変更、用途廃止等の適切な措置を講じなければならないもの

国有財産関係法令及びこれらの運用に係る通達に明らかに違反するもの

検討：事案の内容等から、改善に向けた方策が種々見込まれ、部局等の中で最適な方策について慎重な検討を要するもの

留意：是正を要すると認められるが、監査対象部局において既に是正等の措置に取り組んでおり、是正されることが確実なもの【今回該当なし】

簡易：上記の指摘事項には至らないが、監査対象部局に注意喚起等を求める必要があると判断する事項及び軽微な不備事項は、通達の規定に基づき、管理責任者による通知事項（簡易指摘）として特別・統括国有財産監査官名で通知するもの【今回該当なし】

2. 平成23～26年度指摘事案のフォローアップ結果

財務省では、実地監査に基づき指摘した事案について、毎年度、進捗状況を把握し、財産を管理する各省各庁に対して処理の促進を図るため、フォローアップを行っています。

四国財務局が実施した平成23年度監査において指摘した6件のうち、是正・改善が図られた事案は5件(83.33%)、平成24年度監査において指摘した7件のうち、是正・改善が図られた事案は1件(14.28%)、平成25年度監査において指摘した11件のうち、是正・改善が図られた事案は5件(45.45%)、平成26年度監査において指摘した8件のうち、是正・改善が図られた事案は2件(25.00%)となっています。

今後も、引続き是正・改善の促進のためのフォローアップを実施してまいります。

(参考)

1. 国有財産の監査とは

財務大臣は、国有財産法第10条第1項等の規定に基づき、各省各庁が所管する国有財産等について、実地監査を実施しています。また、国有財産法第9条第2項の規定に基づき、財務大臣は国有財産の総括に関する事務の一部を部局等の長に分掌させています。

具体的には、国有財産総括事務処理規則第5条の規定に基づき、財務大臣の定めるところに従い、各省各庁の所管に属する国有財産について、財務局等が実地監査を実施しています。

2. 国有財産の監査の充実・強化

国有財産については、売却等を通じて国の財政に貢献するとともに、地域や社会のニーズに対応した有効活用を促進することを目的として、平成23年度以降、国有財産の監査の充実・強化を図ることとし、従来の書面を中心とした監査から現地における深度ある監査へと運用を改めました。

平成27年度については、既存庁舎の余剰スペースの有効活用等を目的に「庁舎等、省庁別宿舎の公用財産」に事務量を重点的に配分し、監査を実施しました。

3. 全国の平成27年度監査結果及び平成23～26年度指摘事案のフォローアップ結果については、財務省HPにて公表しています。

https://www.mof.go.jp/national_property/summary/result/fy2015/index.html

【連絡・問い合わせ先】

四国財務局管財部統括国有財産監査官
電話：087-831-2131（内線450）


平成 27 年 度 監 査 結 果 (指 摘 事 案) 一 覧 表

別紙 1

公用財産

番号	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名	建物延床面積 (㎡)	所在地	指摘区分	事例の内容
1	法務省	高知地方法務局	一般	-	中村地方合同庁舎	3,036.59	高知県四万十市右山五月町49	検討	中村地方合同庁舎は、入居官署の退去に伴う余剰(約250㎡)が生じており、非効率な使用となっていることから、借受庁舎である自衛隊高知地方協力本部四万十地域事務所を移転入居させ、非効率使用の改善を図る必要がある。
2	厚生労働省	香川労働局	一般	-	高松労働基準監督署小豆島駐在事務所	181.17	香川県小豆郡土庄町甲6195-11	検討	香川労働局高松労働基準監督署小豆島駐在事務所は、余剰スペースの創出が可能であることから、非常駐庁舎である高松地方検察庁土庄区検察庁を移転入居させ、有効活用を図る必要がある。
3	農林水産省	四国森林管理局	一般	-	安芸森林管理署	588.73	高知県安芸市川北字北中野1773番6	是正	四国森林管理局安芸森林管理署は、本庁舎に隣接する付属地を森林経営用財産として管理しているが、現況は庁舎駐車場となっているため、公用財産へ種別替する必要がある。
4	国土交通省	四国地方整備局	一般	-	中村工事事務所庁舎第2号	3,453.84	高知県四万十市右山字南中山2033-14	是正	四国地方整備局中村工事事務所庁舎第2号は、隣接するポンプ車庫等の建物及び敷地を公共用財産として管理しているが、庁舎と一体で利用されていることから、公用財産へ種別替する必要がある。
5	厚生労働省	香川労働局	一般	-	香川労働局(倉庫)	71.50	香川県高松市朝日町3-6-38 ストックルーム朝日町	検討	高松港湾合同庁舎において、入居官署の退去に伴い、余剰スペースが生じることから、香川労働局は民間借受している外部書庫の保管書類を同合同庁舎へ移し、借受解消を図る必要がある。
6	厚生労働省	四国厚生支局	一般	-	四国厚生支局(書庫)	100.10	香川県高松市朝日町3-6-38 ストックルーム朝日町	検討	高松港湾合同庁舎において、入居官署の退去に伴い、余剰スペースが生じることから、四国厚生支局は民間借受している外部書庫の保管書類を同合同庁舎へ移し、借受解消を図る必要がある。
7	防衛省	中国四国防衛局	一般	-	自衛隊高知地方協力本部四万十地域事務所	81.99	高知県四万十市中村大橋通6-80	検討	中村地方合同庁舎に余剰(約250㎡)が生じており、非効率な使用となっていることから、借受庁舎である自衛隊高知地方協力本部四万十地域事務所は、同合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
8	法務省	高松地方検察庁	一般	-	土庄区検察庁	189.00	香川県小豆郡土庄町湊崎甲1430-11	検討	高松地方検察庁土庄区検察庁は、非常駐庁舎のうえ非効率な使用実態となっていることから、余剰が生じている香川労働局高松労働基準監督署小豆島駐在事務所へ移転入居し、本財産は用途廃止する必要がある。
9	最高裁判所	徳島地方裁判所	一般	-	徳島池田簡易裁判所庁舎	411.72	徳島県三好市池田町マチ2494-7	検討	徳島地方裁判所徳島池田簡易裁判所は、庁舎敷地が非効率な使用となっていることから、一部用途廃止を含め非効率使用の解消について検討する必要がある。
10	法務省	徳島地方検察庁	一般	-	徳島池田区検察庁	171.09	徳島県三好市池田町マチ2496-6	是正	徳島地方検察庁徳島池田区検察庁は、庁舎敷地が非効率な使用となっていることから、余剰部分を用途廃止する必要がある。

非効率な庁舎を移転させ、未利用地の創出を求めた事例

部局名等	厚生労働省香川労働局 法務省高松地方検察庁	監査対象財産の現況
対象口座等	<p>【高松労働基準監督署小豆島駐在事務所】 所在地：香川県小豆郡土庄町甲6195-11） 会 計：一般会計 土 地：669.24㎡ 建 物：181.17㎡/181.17㎡ （RC-1、昭和41年3月新築）</p> <p>【土庄区検察庁】 所在地：香川県小豆郡土庄町湊崎甲1430-11 会 計：一般会計 土 地：605.89㎡ 建 物：189.00㎡/189.00㎡ （RC-1、昭和58年1月新築）</p>	 <p>土庄区検察庁 【未利用地の創出】</p> <p>高松労働基準監督署小豆島駐在事務所 【非効率使用の解消】</p>
指摘内容等	<p>土庄区検察庁は、職員が常駐しておらず、庁舎建物二階に併設された宿舎も廃止されていることから非効率な使用状況となっている。</p> <p>一方、近隣に所在する高松労働基準監督署小豆島駐在事務所において、土庄区検察庁が入居可能な余剰スペースの創出が可能である。</p> <p>このため、非効率な庁舎に非常駐の庁舎を移転入居させることにより、国有財産の有効活用及び売却可能な未利用地の創出による財政貢献に資することとなる。</p> <p>よって、土庄区検察庁は高松労働基準監督署小豆島駐在事務所へ移転入居し、本庁舎を用途廃止する必要がある。</p>	